公益財団法人 長谷川留学生奨学財団

2027年度（第24期生）奨学生募集要項

公益財団法人長谷川留学生奨学財団（以下「本財団」という）は本財団奨学金により、東京都内の大学において勉強・研究する、アジアからの外国人留学生を対象とした奨学生を募集いたします。

1. 趣旨

本財団の奨学金制度は、東京都内に在住し、かつ都内に本拠を持つ大学に在籍するアジアからの留学生に対し、奨学金の援助を行い、より充実した勉学・研究を継続させることにより、国際社会に寄与・貢献することを目的とする。

2. 応募者の資格

（1） アジア各国*1からの正規留学生*2

（2） 東京都内*3に本拠を持つ*4私立、国公立大学および大学に在籍し、学長、学部長または研究科長の推薦を得た者

（3） 東京都内に居住していること*5

（4） 2027年4月時点において大学学部2年生以上、大学院修士課程、博士課程に在籍する者。ただし大学学部の最終年次に在籍し、大学院進学後に受給を希望する場合には、現在所属している大学と同一の大学院に進学し、応募時すでに大学院の入学試験に合格していること。

（5） 当財団の定めた規則を遵守する者。当財団の企画するイベントに参加する意志のある者。

【注意】ただし以下の留学生は応募できません。

- 国費留学生
- 有職者、およびそれに準ずる者として、学術振興会特別研究員 DC、文部科学省科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業、その他の国立研究開発法人や大学独自の事業による安定的な支援、または、関連する企業・団体等からの給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている留学生*6
- 受給期間について、受給が 1 年に達しない留学生（例えば 2027 年 9 月末で卒業・修了予定の留学生）
- 交換留学生、語学留学生、ダブルディグリー制度等による留学生
- 大学院に進学希望であっても、2026 年 11 月時点で進学が決まっていない留学生
- 過去に長谷川留学生奨学財団の奨学金を受給したことがある留学生

3. 募集人数　50名程度

4. 支給期間及び支給金額

（1） 支給期間

標準修業年限内で１～2年間[*7、*8]

① 大学学部生　2年間（4年次から受給の者は1年間、但し修士課程進学の者は2年間）

② 修士課程生　2年間（2年次から受給の者は1年間、但し博士課程進学の者は2年間）

③ 博士課程生　2年間（3年次から受給の者は1年間、但し医・歯・獣医学系の者で、3年次から受給の者は2年間、4年次から受給の者は1年間、薬学系で4年課程の者は医・歯・獣医学系の者に準ずる）

（2） 支給金額

①	大学学部生	月額120,000円
②	修士課程生	月額140,000円
③	博士課程生	月額170,000円

（3） その他

他奨学金との併給は可とする。

ただし、奨学期間中に国費留学生に採用された場合、また有職者およびそれに準ずる安定的支援・収入を得ることになった場合（「2 応募者の資格」注意事項参照）は、その対象となった時点で奨学生資格を喪失する。

5. 選考

（1） 選考方法

① 書類審査　選考委員会委員による審査

② 面接試験　選考委員会委員による対面形式の口頭試問

原則として日本語による面接[*9]。コミュニケーションが非常に困難と委員が判断した場合は英語も認める。

勉学に対する意欲などを中心に質疑応答する。

補助的に筆談を併用することもある。

※実施日 **2027年1月24日（日）**

面接場所　都内・指定会場

面接試験に参加しない場合は失格と判断される。（感染症罹患等、やむを得ない場合はその限りではない）

（2） 選考結果

選考結果については、各大学等の奨学金担当部署を通じお知らせする。

6. 応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍する大学を通じ、**2026年11月6日(金)** までに大学奨学金担当部署を通して当財団まで郵送にて提出のこと（必着）。提出された書類は一切返却しない。

1	① 奨学金応募申請書 当財団ホームページからダウンロード[1]。応募者本人が入力後、A4用紙に印刷したもの （「13 当財団からの連絡先」は大学奨学金担当者が記入のこと）	1通
2	② 推薦書 当財団ホームページからダウンロード[1]。応募者の指導教員または担当教員が記入または入力し、A4用紙に印刷した後、責任者（学長、学部長または研究科長）の「公印」を押印したもの	1通
3	③ 志望動機など 当財団ホームページからダウンロード[1]。A4用紙2枚に印刷したものに、必ず応募者本人が自筆で記入すること。印字、代筆、AI・翻訳ソフトによる作文は不可。	1通
4	写真(6ヶ月以内撮影、6×4cm上半身・正面・脱帽)　※1枚は申請書に貼付	2枚
5	在籍大学既修成績証明書（評価基準付）[2] 正本	1通
6	出身国最終学歴における成績証明書（コピー可）	1通
7	大学院在籍者で、すでに研究テーマを有する者はその研究概要書類[3] 専門職大学院在籍の場合は、別途示す書類[4]一式を提出する。	1部
8	語学検定等を含む資格等取得している者は、取得証のコピー 該当者のみ	1部

- 提出書類 1〜3 は原則として日本語で記述する。難しい場合は英語でも可とする*9。
- 成績証明書・写真を除き、提出書類はすべて A4 用紙に印刷したものを提出する。電子データでは受け付けない。
- 申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また付属書類が全て揃っていない場合は受理しない。
 大学担当者様には、応募書類に記載された事項が正しいか、詳細に確認をお願いします。
- 提出先
 公益財団法人 長谷川留学生奨学財団　事務局
 〒103-0023　東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7F

1） 申請書等のダウンロード
各種検索エンジンから、長谷川留学生奨学財団🔎で検索
または https://www.hasegawa-zaidan.or.jp/index.html　を入力
本財団ホームページ「奨学金制度の概要」より申請書類（①〜③）をダウンロード。

ID、パスワードは大学担当部署にお問い合わせください。

2） 在籍大学既修成績証明書

大学学部1年次学生は半期分（春学期、前期など）の成績証明書が発行されれば応募できる。評価が全て通年など、成績証明書が全く取得できない場合は応募を認めない。

修士課程 博士前期課程の1年次は、大学4年生時の成績証明書*10, 11, 12

博士課程 博士後期課程は、大学4年生次と以降(修士課程)の成績証明書*10, 11, 12

3） 大学院学生で研究テーマが決まっている場合、研究概要書類

研究テーマのタイトルと研究の概要（目的、方法および結果、今後の目標、参考文献等、日本語または英語で記載する）。書式はA4縦(上下2cm、左3cm、右2cmの余白、フォント10.5 pt、40行程度)で、図表を含めて１ページとする。

すでに研究成果を公表した（予定も含む）応募者は、以下についても併記する。査読付き学術雑誌へ掲載、投稿・掲載受理状況（タイトル、著者全員、学術雑誌名、年度、巻号、ページなど）、2027年3月末日まで（発表予定も含む）の学会発表（タイトル、発表者全員、学会名、年月日など）一覧を記載すること。

4）専門職大学院生の場合、提出する書類

①習得しようとする専門性の内容、②在学中の具体的取り組み、③在学中または修了後に取得しようとする資格の内容について、日本語で詳しく記載する。書式はA4縦(上下2cm、左3cm、右2cmの余白、フォント10.5 pt、40行程度)。①②③あわせて1ページとする。

これに加え、当該専門職課程のカリキュラム、および当該課程の修了要件。当該専門課程の公式HPなどから転載したもの。

7. 当財団奨学生になった場合の奨学金支給の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により、奨学金の支給を休止、停止、又は廃止することがある。

（1） 奨学生が休学又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の支給を休止する*13。
兵役等やむを得ない理由の場合は、復学した時点から支給を再開する。
個人的な理由の場合は、同一年度内に復学したら支給を再開するが、その後同一学年に留まった場合には支給を廃止する。

（2） 奨学生の学業又は素行などの状況により、支給が相応しくないと財団が判断したときは奨学金の支給を停止する。

（3） 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の見解を確認した上で、奨学金の支給を廃止する。その際、支給済みの奨学金については返還を求めることがある。

① 同一学年に留まったとき。

② 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。

③ 学業成績又は素行が不良になったとき。

④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
⑤ 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 当財団奨学生になった場合の注意事項
（1） 本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。
（2） 奨学金の受給条件に変化が生じたときは、速やかに届けること。
（3） 当財団が提出を求める書類については速やかに対応すること。
（4） 当財団の開催するイベントには可能な限り参加すること。
（5） 奨学生は留学期間中、日本語学習、専門の勉学・研究以外に、日本及び東京に対する理解を深めるように努めること。

9. 本要項の記載事項について不明な箇所または疑問があるときは、大学奨学金担当部署を通して本財団に文書または電子メールで照会のこと
問合せ先
公益財団法人 長谷川留学生奨学財団　事務局
〒103-0023　東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7F
E-mail：office@hasegawa-zaidan.or.jp

<個人情報の利用について>
当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用いたします。ご提示いただく個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令・規範および当財団の個人情報保護方針を遵守し、適切に利用管理いたします。

以 上